

## 市民説明会記録

【介護保険特別会計における支払月の期ずれについて】

■ 令和7年5月9日（金） 午後7時から午後8時38分まで

開催場所：和光市中央公民館会議室1

参加者：市民の方19名

議員 4名

市出席者：市長 柴崎光子、健康部長 櫻井崇、

健康部次長兼長寿あんしん課長 梅津俊之、職員課長 白川将実

総務課主幹 大塚洋文、長寿あんしん課主幹 川口暢、

長寿あんしん課課長補佐 石井ゆり奈、長寿あんしん課統括主査 島津結実

### 1 開会

### 2 市長挨拶

和光市長の柴崎光子です。

本日は、介護保険特別会計における支払月の期ずれに関する説明会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

今回発覚しました介護保険特別会計における支払月の期ずれにつきましては、長年にわたりこのような状態が続いてきてしまい、結果として市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしていることについて、市として深くお詫び申し上げます。

和光市の介護保険特別会計において、平成16年度以降、当該年度予算で支出すべき4月支払分の保険給付費を翌年度予算で支出していたことが明らかとなりました。

市議会の令和7年3月定例会において、1回分の保険給付費相当額を増額する補正予算をお認めいただき、令和7年4月支払分の保険給付費を令和6年度予算から支出いたしました。これにより、介護保険特別会計における支払月の期ずれは是正され、適正な状態に正すことはできております。

しかしながら、その結果、市民の皆様にごどのような影響があるのか、皆様が一番の関心をお持ちになっている点だと思っております。

今回、本説明会を開催することとした経緯といたしましても、非常に多くの市民の皆様から、長寿あんしん課にお問い合わせをいただいております。また、直接、私のところにも本件に関するご相談やご意見をいただいております。そのような状況から、本当に急ではございますが、多くの市民の皆様にご不安を抱かせてしまっている現状を少しでも改善できればと考え、本説明会の開催を決定したところでございます。

限られた時間ではございますが、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて、担当から説明をさせていただきますので、本日はよろしく願いいたします。

### 3 出席者紹介

(略)

### 4 説明

長寿あんしん課長の梅津です。

介護保険特別会計における支払月の期ずれについて、本日配付させていただきました資料に基づきまして、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

なお、昨日の市民説明会にご参加いただいた市民の方から、今回の案件を「期ずれ」という言葉で表すことは適切ではないとのご意見をいただきましたが、本日の市民説明会では「期ずれ」と表現させていただきます。

今後において今回の案件を表す言葉については、これから検討いたしますので、ご理解のほど、お願いいたします。

初めに、文字のみの資料の(1) 事案の概要をご覧ください。

介護保険制度では、被保険者の方が介護給付サービスを利用した場合、利用した被保険者が1割から3割を負担し、残りの9割から7割を、いったん市が負担しています。これが保険給付費になります。この市が負担した保険給付費については、後日、法律に定められた割合で、国、県、市、第2号被保険者が負担してくれます。この国が負担する分が、国の介護給付費負担金になります。この国の介護給付費負担金については、国の政令等により、対象月を5月支払分から翌年4月支払分までと定められています。

しかしながら、和光市の介護保険特別会計では、一会計年度における保険給付費の支出が4月支払分から翌年3月支払分までとなっております。

今回の介護保険特別会計における支払月の期ずれとは、国の介護給付費負担金（歳入）の対象月と和光市の歳出年度の保険給付費の支出月にずれが生じていることになります。

この期ずれが生じているため、和光市では、国の負担金の精算を行う際に、当該年度予算で支出した4月支払分を除き、翌年度予算で支出した翌年4月支払分を加えて介護給付費負担金の精算を行っていました。

ここまでが昨日行った市民説明会での説明になりますが、昨日の市民説明会にご参加いただいた市民の方から、この資料だけではわからないとのご意見がございましたので、本日配付しております図が記載されている追加資料をご覧ください。この資料では、国の介護給付費負担金の対象支払月を斜線で示し、市が当該年度で支出した支払月を黄色で示しています。

初めに、(1)の図をご覧ください。(1)では、例として平成15年度の状態を示しています。

平成15年度では、国が定める政令と通知に基づき、下の歳出、黄色マーカーになりますが、「5月支払分から翌年4月支払分まで」を15年度予算で支出していましたが、上の歳入、斜線になりますが、この12回分を平成15年度分として国から負担金の交付を受けていました。この場合、歳出の当該年度予算で支出した支払月、黄色マーカーと、歳入の国の負担金が対象とする支払月、斜線とが一致している状態になります。これが正しい状態です。

次に(2)の図をご覧ください。(2)は、平成16年度になります。

下の歳出、黄色マーカーになりますが、16年度予算では、5月支払分から翌年3月支払分までの11回しか支出していませんでした。黄色マーカーが引かれていない4月支払分は、本来、16年度予算で支出すべきものですが、翌年度の17年度予算で支出されていました。当時の保険給付費、1回分の額は、約1億2千万円でした。斜線の歳入をご覧ください。平成16年度分の歳入では、国の負担金では、16年度予算で支出した11回分に17年度予算で支出した4月支払分の1回分を加えて交付を受けており、歳入の国の負担金については、省令等に基づいた正しい期間で交付を受けています。

次に(3)の図をご覧ください。黄色マーカーの歳出になりますが、16年度に11回しか支出しなかったことにより、17年度以降は、当該年度予算で支出する支払月、黄色マーカーが4月支払分から翌年3月支払分までとなり、一方で国の負担金の対象支払月は5月支払分から翌年4月支払分までのままになりますので、歳出の当該年度予算で支出する支払月、黄色マーカーと、歳出の国の負担金の対象支払月、斜線にずれが生じてしまいました。

このため、和光市では、国の負担金の精算を行う際に、既に前年度分の国の負担金の対象として交付を受けていた4月支払分を除き、次年度予算で支出した翌年4月支払分を加えたものを、当該年度分として国の負担金の精算を行うことが、これまで続いていました。

次に裏面の(4)の図をご覧ください。令和6年度になります。令和6年度に現状を是正するための対応を取らせていただきました。

現状を是正するためには、歳出の当該年度予算で支出した支払月、黄色マーカーと、歳入の国庫負担金の対象支払月、斜線とを一致させなければなりません。

そのためには、平成16年度予算で支出を怠った1回分を補填することが必要となりますので、令和6年度に13回分の支出を行いました。

令和6年度の当初予算では、12回分の予算しか計上していなかったため、令和6年度で13回分を支出するために、令和7年3月議会で1回分の保険給付費を増額する補正予算をお認めいただき、令和7年4月支払分約3億円を令和6年度予算で支出いたしました。この令和7年4月支払分を支出するに当たって、介護保険特別会計の基金だけで対応できなかったため、基金からは9千万円を拠出し、残りの2億1千万円は、一般会計から繰り

入れて、令和7年4月支払分の3億円を支出しました。

また、昨日の市民説明会で、平成16年度に1億2千万円だった1回分の保険給付費が令和6年度で約3億円になった原因についてご質問がありましたので、本日、資料として平成16年度以降の被保険者数と認定者数、それと保険給付費の推移をご用意しました。平成16年度では、被保護者8,251人、認定者数1,001人、一年度の保険給付費は、13億1,091万434円でしたが、令和6年度では、被保護者は7,187人増の15,438人、認定者数は1,037人増で倍以上の2,038人、保険給付費は、43億9,227万1,461円となっております。

なお、令和6年度の保険給付費の額には期ずれの対応で支出した約3億円が含まれていますので、実質的には約40億9千万になります。その場合でも平成16年度からは、約27億8千万の増で、3倍以上の額となっております。介護保険制度では、右肩上がりで保険給付費が膨らみ、年約5%程度の上昇が続いてきましたので、平成16年度に1億2千万円だった1回分の保険給付費が令和6年度では約3億円にまで膨らんでおります。以上が、追加資料の説明になります。文字の資料にお戻りください。

## (2) 事案発覚の経緯についてご説明します。

介護給付費負担金の実績報告書を国に提出する際には、決算書抄本を添付することになっています。その年度に支出した保険給付費の額を証明するための書類になります。令和6年6月に、実績報告書に添付された決算書抄本の数字と財務会計システムの数字が異なっていたため確認したところ、令和5年度予算で支出した令和5年4月支払分を削り、令和6年度予算で支出した令和6年4月支払分を加える作業が行われていたことが明らかとなりました。長寿あんしん課では介護給付費負担金の精算における決算書抄本の作成において、当該作業を行うことが20年間、担当者間で引き継がれていました。

## 次に、(3) 事案の発生原因になります。

国に提出する実績報告書が過去5年分しか保存されていないため、市の財務会計システムで過年度の支出状況を確認いたしました。

平成16年度に保険給付費が5月支払分から翌年3月支払分までの11回しか支出されおらず、平成16年度予算で支出すべき平成17年4月支払分が平成17年度予算で支出されていました。以降、和光市の一会計年度予算では4月支払分から翌年3月支払分までが支出されてきました。

平成16年当時の長寿あんしん課の担当職員3名が現在も在職していることから聞き取り調査を行いました。

2名は知らないとのことでしたが、1名が記憶しており、その職員によると、年度末の支出が不足する見込みであったことから3月議会に補正予算を計上するのか伺ったところ、

当時の統括主査、一般的に言うところの係長になりますが、統括主査からは、翌年度予算で支出する旨の指示があったとのことでした。

ただし、その指示が統括主査の独断だったのか、その上司である課長、部長、市長が承知したうえでの指示だったのかはわからないとのことでした。

次に、(4) 事案への対応になります。

この期ずれを正すためには、市の一般会計年度における支出を5月支払分から4月支払分までとしなければなりません。平成16年度予算で11か月分しか支出しなかったため、それ以降の年度のどこかで13か月分を支出しなければなりません。平成17年度以降、翌年4月支払分を翌年度予算で支出することが繰り返されてきたため、期ずれが発覚した令和6年度予算で対応することとしました。

しかしながら、令和6年度の当初予算では、12か月分しか計上していなかったため、1か月分の保険給付費を確保しなければなりません。

現在の1か月分の保険給付費相当額、約3億円を確保するため、令和7年3月議会に、一般的な家計の貯金に相当する介護保険準備基金から9千万円、一般会計から2億1千万円を繰り入れる補正予算を上程し、議会の議決をいただけたことから、令和6年度予算で令和7年4月支払分を支出し、和光市の介護保険特別会計で生じていた支払月の期ずれを是正することができました。

次に、(5) 市民への影響になります。

介護保険は、市の全体的な一般会計とは異なり、介護保険を運営するための独立した会計である、特別会計となっており、本来はその予算の範囲で運営するものになります。

今回、期ずれを是正するため市の一般会計から介護保険特別会計に2億1千万円を繰り入れましたが、特別会計の原則からしますと、この2億1千万円については介護保険特別会計で負担すべきものとして一般会計に返還するということになります。

介護保険特別会計の歳入では、国、県、市、第2号被保険者の負担割合は、法律で定められた割合のみの金額しか入ってきません。介護保険特別会計でこの2億1千万円を負担しようとした場合、第1号被保険者の保険料に上乗せすることになります。

あくまでも試算になりますが、2億1千万円による介護保険料への影響を第9期介護保険料の算定ベースで試算しますと、第10期の1期3年で返還する場合、基準額である第5段階の保険料が、月額で327円、年額では3,924円の増額となります。非常に大きな増額の幅であり、市といたしましても保険料に与える影響が非常に大きなものであると認識しております。

市の考えといたしましては、原則的な考えをお示しさせていただいたため、市民の皆様非常に不安な思いを抱かせてしまったことについて、深くお詫び申し上げます。申し訳

ございませんでした。

この2億1千万円の具体的な対応について、市の原則的な考えを押し通すものではありません。介護保険制度の運営に関する重要事項を審議する和光市介護保険運営協議に諮問し、ご検討いただいた上で、答申をいただき、最終的に市として判断してまいりたいと考えております。

この後の質疑応答でいただくこととなりますが、皆様のご意見、ご質問も参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、(6)再発防止になります。

今回の介護保険特別会計における支払月の期ずれが20年間も続いてしまっていた原因は、前例踏襲による事務の執行と法令等の確認が不十分だったことによります。

今後におきましては、法令等の確認を徹底し、適正に事務を執行してまいります。私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

## 5 質疑応答

### ■ 市民の方

- ・平成16年12月に補正予算を組んだのに3月にお金が足りなくなったのはおかしいし、それを翌年度予算から使いわざわざ虚偽の書類を作成したということは、やましいお金ではないかと普通は思う。その指示を出した人は、今刑務所に入っており、正直に答えないかもしれないが、そのお金が何だったのかを調べて欲しい。また、その人が20年間もそこに配属されていたのかも教えて欲しい。今刑務所にいる原因となった犯罪と関連性はないのかもしれないが、勘ぐれば、責任者の方もその不正なお金を隠すために20年間そこに配属していたのではないかという疑いもある。
- ・そのお金の監査をしていたのは、当時監査委員であった市長である。この20年間のうち何年間、監査委員を務めていたのか。なぜその不正を見抜くことができなかったのか、教えて欲しい。

### ■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・当時の統括主査が翌年度予算から支払うよう指示を出して支払ったことは、非常に不適正な事務であったことは認識している。しかし、統括主査であった当該職員が独断で行ったことなのか、その上位職である課長や部長、市長が翌年度予算で支払うことを承知して支出したのかは確認がとれていない。

### ■ 市民の方

- ・調査をしないのか。指示の有無は、当該職員に聞けば分かるのではないか。これだけのことになっているのだから聞いてほしい。これだけの事件になっていて、面会で話が聞けないのはおかしい。簡単に「できない」という理由は何か。刑務所にいるではないか。なぜ

聞いてくれないのか。●●さんに聞けば、原因はわかるではないか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

・収監中の者に対する確認の仕方について、顧問弁護士と相談して早急に対応する。

■ 市民の方

・当時の統括主査が●●という人なのか。それともその時点で部長だったのか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

・平成16年当時の統括主査が●●元職員である。

■ 市民の方

・その人を20年間そこに配置していた理由を教えて欲しい。通常、不正がないように異動があると思うが。こういう事件があると、隠ぺいするためにその人をずっとそこに配置していたのではないかと勘繰ってしまう。

■ 回答（櫻井健康部長）

・●●という個人名が出ているが、当該元職員が長期に渡って介護保険の担当であったことは事実である。ただ、20年間というのは誤解であり、平成30年に異動している。

■ 市民の方

・お金が足りなくなっからは何年間在籍していたのか。

■ 回答（櫻井健康部長）

・●●がどれだけ在籍していたかは資料を持ち合わせていないので回答できないが、介護保険の担当として長期に渡って在籍していたのは事実である。

■ 市民の方

・なぜ長期に渡って介護保険の担当という人事を行っていたのか。事実、前も今もこのような事件が起きている。

■ 回答（櫻井健康部長）

・当該職員の長年の介護保険に対する仕事ぶりによるもので、長期にわたってしまったことは、大変反省しているところである。

■ 市民の方

・市長の責任ではないか。

■ 回答（櫻井健康部長）

・人事異動の中で行われてきたことであるため、最終的な責任は市長となるが、なぜ異動させなかったかという質問については、私共ではお答えしかねる。

■ 市民の方

・これは重大な人権問題である。梅津課長は市役所の管理職だが、当時の統括主査といえ

誰なのか推測がつく。名前が出ていたが、濡れ衣の可能性もある。その人がやったということは、我々は信じやすい状況にある。担当職員の証言だけではなく、本人に会ってこのようなことをしたのかを確認したうえでこのような公衆の席でやらないと甚だしい人権問題となる。訴えられたらどうするのか。事実に基づいたことだけを発言をしていただきたい。●●さんと名前が出たが、これは、市の行政で行われたことであるため、当時の担当課長、担当部長、担当市長の責任である。個人のせいではないということを肝に銘じていただきたい。これは質問ではなく意見である。

■ 市民の方

・市長はこの20年のうちのどのぐらいの期間、監査に携わっていたのか。なぜ見抜くことができなかったのか。

■ 回答（柴崎市長）

・いつからいつまでというのは今回回答できないが、3年ほどやらせていただいていた。こういった資料については、監査対象ではなかったため、この件については昨年6月以降に報告を受けている。

■ 市民の方

・監査委員が見抜けなかったことを梅津さんが見抜くことができたのか。お金をもらって監査する役職にあった人が見抜けなかった、そしてその人が今市長をやっている。おかしいのではないか。この責任はどのようにとるのか。もう任期が終わるが、再選されなかったら責任を取らないでそのままお辞めになるのか。税金でお金をお支払いして監査をしていただき、このようなことが起きた。3億には全然足りないが、退職金を全額返して欲しい。監査をした後に議会で委員会を設けて、議会でもチェックしていると思うが、議会は何をしていたのか。委員会とはなんなのか。和光市だよりにこういうことをしたああいうことをしたと報告があるが、税金でごっこ遊びをしているのか。その尻拭いとして私たちがお金を払うのか。そして今日、議員が何人来ているか。来ていない方はどのような意識を持っているのか。今日来た方の意見を聞こうと思わないのか。同じ議員なのだから、皆に声をかけていただけないのか。

■ 市民の方

・聞きたいことはたくさんあるが、柴崎市長は和光市の監査委員をされていたとのことだが、この20年間の時期か。

■ 回答（柴崎市長）

・20年間のうち、私が監査をしていた期間は3年ぐらいある。

■ 市民の方

・監査だったらこのチェックをするのが仕事ではないか。「期ずれ」という言葉が最初から全

く分からず、これを「期ずれ」と行政用語で呼ぶのかと、市民の感覚には合わないと感じた。今日も引き続き梅津課長がこの言葉を使うと最初に宣言された。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・昨日の説明会で「期ずれ」という言葉が適切ではないというご意見をいただいたが、昨日と今日同じ説明会を実施するとしているため、本日の説明会ではこの言葉を使わせていただくが、今後、今回の案件を示す言葉について検討させてほしい。

■ 市民の方

- ・柴崎市長は、監査をやっていたが、今回のことが監査の対象になっていなかったということか。

■ 回答（柴崎市長）

- ・対象になっていなかったのではなく、私が監査を実施していたときは、改ざんされた資料を適正な資料ですと提示された場合、数字は確認するがそもそもの計算を意図的に改ざんしたものについては、監査委員としてそこまでのチェックをすることは不可能だと考えている。

■ 市民の方

- ・意図的に改ざんしたのか。それは「期ずれ」ではない。
- ・このような市政なのだからそこまで入っていかなければ分からないことはたくさんあるのではないか。

■ 回答（柴崎市長）

- ・こういった事務処理をしてきたことは不適正であり、大変申し訳ないと思っている。20年間ずっと続いてきたことを梅津が課長になって発見し、公表し正していこうというアクションを起こした。私は梅津だったからできたと思っている。私の推測だが、いろいろな担当がこの業務を20年間やってきた中、おかしいと思った人がいたはずである。私は、交付金を申請する書類の決裁をしているが、その根拠については、職員が計算して持ってきたものが正しいものとして見ているので、その元の資料までは立ち返ってはできない。

■ 市民の方

- ・そのために課長がいて、その上に部長がいて、ここにいる方々がいるわけではないのか。見抜けなかったというが、そこを見ていかないと仕事はまわらない。自分も公務員として従事していたが、上に立つ人はそこまで責任を持つのではないか。

■ 市民の方

- ・今日の説明を聞くまでは、毎日新聞のヤフーニュースを見てがっかりしていた。和光市が良いと思って引っ越し、その中で●●さんの問題があって、このニュースがあり、判断が

狂ったのかとがっかりした。「期ずれ」という言葉について、普通に働いていたら税理士等から指摘を受ける。ましてや公務の仕事においては、分かっている当たり前である。ヤフーニュースでは、「不正事務」とあり、「期ずれ」とは異なる。市役所は悪くないという印象を与えるために、このような言葉を使用しているのではないかと思ってしまう。記事に「多数の事務的ミスの責任を取る」とあったが、他にも事務ミスはあるのか。記事には「ありえない不正と思った」とあるのに、それが「期ずれ」という言葉になったのはなぜか。処理の仕方として、介護保険の被保険者1人当たり12,000円の負担をさせ、2億1,000万円を回収すれば良いとある。基金の9,000万円も負担であり、年金をなんとかしてほしいと皆が言っている中、このような負担をしるとは、市へ不信感が出る。梅津課長は、この不正への問題提起をし公表したので一定の評価をするが、今後どうするのか。不正の問題、負担の方法について説明願う。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・当初「不適正な支出」と記載していたが、どういった状況が起きているのかが市民の皆様には伝わりにくいと思い「支払月に期ずれが生じている」という現象を表す言葉に変えさせていただいた。

■ 市民の方

- ・サブタイトルにすれば良いのではないか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・原則的な考えとして、特別会計の予算の中で介護保険は運営しなければならないが、1回分の保険給付費をまかなうために一般会計から特別に繰り入れた。原則的な考え方では、2億1,000万円は一般会計に返還しなければならないため、今までそのような説明をさせていただいていたが、現在まで大勢の皆様から様々なご意見をいただいている。今後、運営協議会の答申や説明会でいただいた意見等を踏まえて最終的な市としての対応を判断したい。

■ 市民の方

- ・20年間の間、不適正な事務だったがそれで回転はしていた。不正は不正なのだがその解決方法として、仕方がないからこのまま続けるという選択肢はないのか。そうすれば一般会計からお金を支出しなくてもよい。1か月分については国からお金をもらえるのであり、条例で規定する等、和光市は特例としてずれたままやるという前向きな解決策もあるのでないか。そうすれば一般会計から借りなくても良いのではないか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・行政として、行ってはいけない手続をしてきた。介護保険は全国的な制度であるため、和光市だけ翌年度予算で支出するという特例を作るのは、不適正な事務処理を継続することとなるので難しいと考えている。

■ 市民の方

- ・私も他県からの転入者であるが、転入後まもなく元保険福祉部長の件を小耳に挟み、なんというところに引っ越してきたのかと失望した。内部では何年も前から分かっていたということで、大きく落胆した。そして今回の改ざんについて、20年間続いてきたなんて和光市はおかしい。他市から転入させていただいたものとして、和光市独特のおかしさがある。市役所職員として以前に、人としての倫理観が欠けている。

■ 市民の方

- ・本日会場に来た際、皆さんが一生懸命説明会を開催している中で、市長はニコニコ話されていることに違和感をおぼえた。

■ 市民の方

- ・今回、2億1,000万円をしれっと介護保険料に上乘せしたとしても、市民の中でそれを知っている方は少なく、それはいかがなものかと思う。何年前に、どこかの市の職員の不正か過失で、市の職員全員でそれを負担するという解決方法をとったということを知り、今の職員の倫理観の無さ、責任感の無さを解決できるなら、効果があるのではないかと。不正を正す会の公開質問状に対する市長の回答によると、「本事案を知っていた職員は、影響が大きすぎて対応できなかった」とある。すぐに対応するのが普通の対応である。この異常なことを20年間も放置する市に対して失望している。責任の取り方をもう一度検討いただきたい。

■ 市民の方

- ・今のご意見に全面的に賛成である。
- ・先ほど、本事案については、昨年6月の突合せ作業で発覚し、市役所内でオープンにしたという説明があったが、市の決算書と国に提出する決算書抄本の突合せ作業は、20年に一度行っているのか。毎年やるのか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・決算書自体は6月の段階ではできていないので、市の財務会計システムの支出額との照らし合わせた結果、発覚した。20年に一度ではなく、実績報告の決裁は毎年度行われている。そこまで確認するかはそれぞれの課長の判断となる。

■ 市民の方

- ・当然突合せをして確認するのではないのか。常識的に考えたら、突合せ作業をしていたら梅津さんのように当然気が付くのではないのか。握り潰し、もしくは前例踏襲で触らぬ神に祟りなしと思いきり見過ごしてきたのか。異常な事態である。
- ・「聞き取りをした」とのことだが、決算書の改ざんなのだから「調査」ではないのか。だれ

がどのような責任で調査をやるのか。外部の方を呼んだり、委員会等は立ち上げないのか。本当のことを言うかは分からないが当時の人たちに市役所に来てもらって聞けば良いのではないか。聞き取りという甘い言葉を使わないで欲しい。

- ・昨年6月に発覚したとのことだが、私がヤフーニュースで知ったのは今年の3月であり、4月16日の議会報告会に出てさらにびっくりした。全ての対応が信じられない。やっと市民説明会だが、周知は掲示板のチラシとのことだが、掲示板を見る人はごく少ない。私が電話してラインとXに載せてもらえた。隠そう隠そうとしていると思われるも仕方がない。考える準備期間はそれなりに必要だが、昨日と今日の市民説明会、なぜこうなるのか、「期ずれ」という言葉については先ほど梅津課長が検討すると答えてくださったが、この資料、昨日も言ったと思うが、もう少し住民を人間扱いしてほしい。昨日言ったからこの資料がついてちょっとは違うが、和光市議会にどれだけの資料を出して採決をしたかは存じ上げないが、「期ずれ」という現象の名前を付けたら市民の不信感が増すと、なぜまわりがアドバイスしないのか。市長がアドバイスすべき。3億もからんで、20年もやっておいて、会計上の現象を表す「期ずれ」という言葉で説明しようとするなんて常識がない。実情を分かってほしくないから、幼稚園児に説明するような資料なのか。なぜ昨年6月に発覚したものが、このような段取りになったのか。特に市民説明会について伺う。

#### ■ 市民の方

- ・市長に回答してもらったほうが良いのではないかと。こう言えあ言えと指示されているかもしれない。梅津課長がかわいそうだ。トップの人に意見を言って欲しい。

#### ■ 回答（柴崎市長）

- ・昨年6月に事案が発覚後、庁内で対応方法を何度も検討してきた。当時の職員への聞き取り等が終わったのが年末ごろで、内部で対応方法等がほぼ決定し、3月議会に提出する方向で様々な調整をし、当初市民説明会の実施は、6月議会の後という予定でいたが、たくさんのご質問やご意見をいただき、まずは早くご説明した方が良いと思い急遽開催した。昨日から引き続き、資料や説明に不足があるという意見をいただいたので、今後改めて説明することも考えている。その際は、十分な周知期間を取って開催したいと考えている。

#### ■ 市民の方

- ・公文書の公開請求をして、R6.6.20の書類を持っている。これを見ながら担当の方から詳細な説明を受けた。「期ずれ」という言葉を妥当とは思わないが、国の介護保険の対象月と市の支払月がずれているのが日本語でいう「期ずれ」であり、この単語はその現象を表すには正しいから堂々と使えばいいが、問題は期ずれが赤字の原因なのかということなので、議会に配られた資料を見ると、期ずれは決算ベースで行われている。決算書と決算書抄本が1か月ずれている。それは会計区分にしたがってずれるということは皆分かっていることである。それに基づ

いて仕事をしたところで赤字が生じるわけがない。私の調べた結果では、期ずれは赤字の原因ではない。原因として準備基金の積立の仕方が考えられる。準備基金は、余ったら積み、足りなければ崩して介護保険制度を安定させるものである。毎年度どのように基金を積んでいるかを追跡したいが、私たちはデータを持っていないし、出されても理解できない。何か不適正な支出があったのではないかという疑いは晴れない。根拠なしで疑ってしまう。不信感を払しょくするために地方自治法に定める特別監査をすべきと考える。市長の発議で監査委員に20年間の特別監査を要求すればできる。市長が実施しない場合、議会で議決すればできる。監査委員事務局のスタッフが足りないのであれば、特別に予算措置を講じて公認会計士の資格のある人を雇い入れれば良い。3億円の赤字は聞いただけでとんでもないと思っている。20年間の監査結果が公表されれば、遅ればせながらも市は正しいことをやっていると思うのではないか。

- ・期ずれが赤字の原因となっていることについては、確信的な疑問を持っている。損害のないことを赤字と言ったことで、世の中に混迷を与えている。私は「和光市の不正を正す会」で活動しているが、市民の不信感はマグマのように噴出する。ぜひ特別監査を実施し、市民の理解を得て欲しい。
- ・市民にきちんと伝えて欲しい。その方法は広報しかない。例えば次の月は全面的にこの事案に関する記事にするか、特別号を出し、「特別監査を実施し、結果を公表する」と記載すれば、市民は見守ると思う。
- ・過ちは過ちであったとなるべく早く認めること。発覚した時点ですぐ発表し、責任を明らかにすること。今回処分された1人は口頭注意ということだが、この問題が発覚したときは懲戒処分をすべきかきちんと検討する。相手は弁明すると思うので、その過程で明らかになることもある。
- ・先ほど、市の職員が弁償すべきという意見が出たが、私は課長と部長と市長が何らかの償いをすべきと思う。このようなことをすることで、市民は市は責任をとろうとしていることが分かる。介護保険制度は、市民の生活に直結しており、健全に市民にわかるように運営されていることが必要である。このようなことがあると毎日不安であるため、審議会の意見等ではなくて、覚悟を決めて根本的に対処していただきたい。以上要望である。

#### ■ 市民の方

- ・資料のグラフについて、市が負担した保険給付費の実績に基づいた割合に基づいて国が負担するのか。

#### ■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・市が支払った実績に基づき、法定負担割合分の負担金の交付を受けていた。

#### ■ 市民の方

- ・平成16年度は、5月から3月分の11か月分を実績としたのか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・そこが今回の問題の発端であり、平成16年度予算では11回分しか支払っていなかったのに、翌年度予算で支払った4月支払い分の1か月分加えて12か月分の実績報告し、負担金の交付を受けていた。負担金は12か月分だが、その原資は翌年度予算1か月分加えていた。

■ 市民の方

- ・国には5月から4月分で申請していたということか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・歳入は変更ないが、翌年度以降、市の歳出が4月～3月分になり、平成17年4月分を削り平成18年4月分を加えるという作業をして国に申請していた。

■ 市民の方

- ・和光市の予算としてずれていたのか

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・予算としては4月から3月分の12回分を計上していた。

■ 市民の方

- ・今年度については、国に実績を出すときどのようになるか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・国に直接ではなく、県をとおしての申請になるが、今回の期ずれを説明したうえで、今年度の市の決算書は13か月分になっているが、給付費請求は12月で申請することになると思う。

■ 市民の方

- ・実際は、4月支払分について申請できないということか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・平成16年度に11回しか支払っていないのにも関わらず、12回分の交付金を受け取っていたということがずっと先送りされ、その1回分が令和6年4月分となる。この分は、今回の国県の負担金の対象からは外れるため、令和6年5月支払分から令和7年4月支払分の負担金の請求となる。令和7年度以降は、正しい形となる。

■ 市民の方

- ・実績に対して国から給付費をもらってなかったときはなく、国からは全部もらっているということか。

■ 回答（梅津長寿あんしん課長）

- ・本来もらうべき給付費はいただいている。手続によって、負担金を多くもらおうとかそういったことではない。

■ 市民の方

- ・負担の 1 億 2,000 万円が 3 億円まで増えていったお金の流れの表を示して欲しいと昨日申し上げたが、ちゃんとやってほしい。ヤフーニュースにあった「12 月補正予算を組んだものの予測が甘く 1 億 2,000 万円が不足した」という部分が納得できない。特別監査をやり、ちゃんと調べてもらうべき。スタートの部分の不足した 1 億 2,000 万円を明確にし、1 億 2,000 万円から 3 億円にどのように増えていったかについて、きちんとわかるようにしてほしい。各年度の保険給付費の推移はあったほうが良いが、本質ではないと思う。補正を組んだ上に予測が甘くさらに 1 億 2,000 万円不足したなんて、住民を踏みにじらないでほしい。この 1 枚の資料で足りると思っているなんて、とことん感覚がずれている。作成したのが誰にせよ、上の人がこれでは少ないとなぜ言わないのか。まともな人間なのだから住民を尊重してほしい。私は定年まで公務員として働いたが、こんなことやっていたらやる気をなくす。調査聞き取りをして特別監査をやるべき。
- ・市役所でまともに働きたいと思っている人はどうなるのか。病気になる人がいるのではないか。こんなことを市民にやっているようだったら、私だったら転職する。

#### ■ 市民の方

- ・私は知りたいことがあれば市役所に電話をして聞く。直近では後期高齢者医療の関係で電話したが「こちらでは分からない」と言われた。以前にも別件でこのようなことがあった。県に問い合わせたところ、「こちらで分かる範囲で回答します」と、丁寧に対応してくれた。時には、調べたうえで折り返しお電話くださったこともあった。県なのに 1 県民に寄り添ってくださった。もう和光市には聞かず、直接県に聞く。和光市の対応は、市民に寄り添うということがない。全部とは言わないが、とても残念なことだと転入者として思っている。市長と話す機会はないので、今回のこととは関係ないがお話させていただいた。

## 6 閉会